

呉市告示第283号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物及びこれに付属する工作物等（以下「建築物等」という。）について、法22条第3項に基づき、命令したことから、法22条第13項に基づき、次のとおり告示します。

令和7年7月10日

呉市長 新原 芳 明



- 1 対象となる特定空家等
所在地 呉市内神町102番
用途 一戸建て住宅
- 2 措置の内容
当建築物，進入通路及びブロック塀について，隣地等へ崩落又は飛散しないよう安全措置を行う，又は除却すること。
- 3 措置を命じた理由
当建築物，進入通路及びブロック塀が劣化し，そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態のため。
- 4 措置の期限
令和7年8月29日
- 5 問合せ先
呉市都市部住宅政策課 0823-25-3514